

令和6年度第1回君津市地域福祉計画推進委員会 議事録

- 1 会議の名称 君津市地域福祉計画推進委員会
- 2 開催日時 令和6年8月8日(木) 午後2時から3時50分まで
- 3 開催場所 君津市役所5階 大会議室
- 4 議 題

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 第三次君津市地域福祉計画に係る令和5年度評価について
- (3) 第四次君津市地域福祉計画の令和6年度目標について

- 5 公開又は非公開の別 公開

- 6 出席した者の氏名

委員 7名

委員長 小川 久美子 副委員長 渡邊 法子

委員 長岡 拓生 加藤 美代子 松本 一 長谷川 勝之

都築 明 江尻 節子 磯貝 香里

(欠席者) 野老 高弘 水野谷 繁

事務局・関係者 8名

副市長 荒井 淳一 (挨拶後退席)

福祉部次長兼厚生課長 廣橋 顕徳

福祉部厚生課 副課長 永谷 義太郎

社会係長 土居 新史

主任主事 鈴木 政洋

社会福祉法人君津市社会福祉協議会

事務局長 高野 智行

事務局次長 江澤 利明

地域福祉係長 川名 史哲

主任主事 山本みなみ

- 7 傍聴人 1名 (定員10名)

- 8 議 事 (委員長選出まで事務局が進行)

(荒井副市長あいさつ 終了後、公務のため退席)

(委員及び事務局職員の自己紹介)

(事務局)

本日は、水野谷委員、野老委員が所用のため欠席であり、出席委員は、9名でございます。君津市地域福祉計画推進委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数を超えておりますので、会議の成立要件を満たしております。

なお本日、傍聴される方が1名いらっしゃいますことを報告いたします。

これより議題に入りますが、議事の進行について、本委員会の設置要綱第6条第1項の規定により、委員会の会議は、委員長がその議長となるとしておりますが、委員の交代により、委員長が不在ですので、委員長が決まるまでの間、事務局にて進行させていただきますので、御了承願います。

【議題（1） 委員長、副委員長の選任について】

(事務局)

それでは議題（1）委員長、副委員長の選出を行います。

委員会設置要綱第5条1項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選によると規定されております。選出方法についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

(磯貝委員)

事務局案があればお願いします。

(事務局)

事務局案はいかがかというご意見がありました。ほかにご意見はありますでしょうか。

(意見なし)

(事務局)

それでは、事務局案の説明をお願いします。

(事務局)

事務局案について説明させていただきます。地域福祉計画推進委員会は、地域福祉の向上を目指すものであり、計画を着実に進めることで福祉行政の根幹となることから、君津市福祉部長の小川委員を推薦させていただきます。

また、副委員長については、君津市障がい者団体連合会の会長であり、前任期から引き

続き委嘱している渡邊委員を推薦させていただきます。

(事務局)

事務局案について、何かご意見、ご異議等がありますか。

(異議なしとの声あり)

(事務局)

異議なしとのことですので、委員長を小川委員、副委員長を渡邊委員に決定いたします。以降、議事進行は委員長が行うこととなりますので、小川委員長は議長席に移動をお願いいたします。

(事務局)

それでは、改めまして委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(小川委員長)

改めましてこんにちは、小川でございます。君津市地域福祉計画の着実な推進に向け、委員の皆様のお力添えを頂きながら、委員長の職務に努めてまいりたいと思います。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の推進委員会では、第三次地域福祉計画の事業評価と、令和5年度末に策定した第四次地域福祉計画についてを議題とし、協議してまいりたいと考えておりますので、皆様方には御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事の進行をお願いいたします。

【議題（2） 第三次君津市地域福祉計画に係る令和5年度評価について】

(小川委員長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。議題（2）、第三次君津市地域福祉計画の令和5年度評価について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

～資料に基づき説明～

(小川委員長)

事務局からの説明が終わりましたが、内容についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(長岡委員)

今、評価をまとめた資料2-1と、詳細の資料2-2を見比べながら聞きましたが、例えば、資料2-1の1ページに公民館の利用者数があります。評価について、2021年度までは利用者数、2022年度からは利用者の満足度アンケートの結果が記載されていますが、これは、指標を利用者数からアンケート結果に置き換えたということでしょうか。

それから、目標値はわかりますが、現状値はどの時点の数字でしょうか。

(事務局)

まず1点目のご質問ですが、この頃、新型コロナウイルスの影響によって、事業の参加者や来場者といった数字がかなり減ってしまい、以前の評価軸で比べることが難しくなったため、利用者の満足度アンケートに指標を変えております。

もう1点の現状値については、令和元年度に第三次計画を策定した時のものになります。ですので、この場合は当時の最新である平成29年度末時点での数字を現状値として記載しており、それをもとに目標値を設定しておりました。

(加藤委員)

何点か伺います。

基本目標3、適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりについて、全て概ね達成のA評価ということで、皆さんの努力された結果だと思えます。

それと、細かいことで申し訳ございません。

資料2-1、1ページ目の、基本目標1の(1)がB評価となっています。成果指標を見ると前年度から下がっている数値が多いですが、いろいろな事業がありますので、全体評価としては現状を上回るB評価とされたと思えます。地域コミュニティづくり推進支援事業と公民館活動の充実はB評価になっていますが、目標値を下回っている事業が多いにもかかわらず、B評価というのはどうなのかなと思いました。

それと2ページの事業展開①、地域福祉の担い手支援はA評価になっていますが、福祉分野のボランティア活動参加者数は減っています。その中でA評価とした理由を伺います。

最後に、7ページの災害時要援護者登録者数ですが、2022年度から指標を個別避難計画作成者数に変更されています。そうすると、分母の値が変わってきますが、2022年度の250人という実績が、当初の目標値1,800人とどのような関係性になっているのかが読み取れないと思います。資料2-2の9ページでは、2023年度は計画作成率70%というパーセンテージの目標になっています。目標値を人数で出している部分とパーセンテージで出している部分があり、分かりにくいと思いますが、そのあたりの考え方を教えていただきたいと思います。

(事務局)

基本目標1の身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり、(1)地域参加・地域交流の促進についてですが、数値目標が出ている事業は数値が下がっているものが多いということですが、他の事業も含めた全体の評価としてはB評価としております。

どうしても、ここ最近の自治会の加入率やコミュニティセンターの利用者数などは減ってはいますが、広報活動やいろいろな形で参加や交流の促進について、事業を進めておりますので、全体をまとめるとB評価としております。

また、(2)地域福祉の担い手の育成と支援についても、福祉分野におけるボランティアの活動者数は減っておりますが、その中で、例えば養成講習など、新たな活動者数を増やすような取組をしているという状況も踏まえ、B評価としております。

最後に7ページの避難行動要支援者の登録者数と、個別避難計画作成者数というところで、分母が変わっており、以前だと登録者数が1600人ほどでしたが、今ですと作成者数が297人という数字になっております。

こちらについて、2021年に災害時要援護者避難支援計画という制度から避難行動要支援者避難支援計画という制度に改訂しております。

この制度は、令和元年台風の際に、真に避難支援が必要な方に支援が届いていないという状況がありましたので、真に必要な人に支援が届くように、1人で避難することが困難な方に限定して、その方たちの避難を推進するために進めております。

こちらについて、個別避難計画の作成者数は現在297人ですが、特に危険地域に住む方を中心に、民生委員さんや自治会長さんに協力を頂きながら作成を進めています。そういったことを総合してB評価としております。

(加藤委員)

2022年から対象者が変わったわけですね。そうすると、新しい指標の目標を何人と掲げて、実績が297人なのか。2023年度の目標は70%と書いてありますが、70%が何人なのか分からないです。例えば、この時点で目標値が何人だったとか、何%

だったという書き方をしていただけると、分かるのかなと思います。評価については、意見はありません。

(事務局)

2022年度の作成者数250人については、個別避難計画の作成対象の方の約50%、2023年度の297人は同じく約40%でした。

(加藤委員)

10%下がったということですか。

(事務局)

そうですね。例えば要介護度の変更などの理由によって対象者が増えるので、その影響もあって、カバー率という点でいうと約40%に減っております。

(松本委員)

今の質問に関連して、避難行動要支援者の支援についてです。避難行動を現実に行うときに、寝たきりの方や、障がいがある方などの中には、支援者が車に乗せられないような方がいらっしゃる。そのときは救急車を要請して避難させるなど、計画上は、誰が支援するという形になっているが、いざ現実には台風や大雨などの災害が起きたときに、現実に対応できるかどうか、非常に不安がある。民生委員が行ったり、車に乗せたりして助けるのは現実的ではないと思います。

計画上は、支援者を決めるという形になっていますが、いざ現実にはそういう事態が発生したときに対応できるかどうかという、非常に難しいと思います。

(事務局)

個別避難計画書の中に、地域支援者といって、災害が起きたときに安否確認をするという役割で、近隣に住む方や、一緒に住む家族の方などの名前を書く欄があります。地区の民生委員の定例会の中で制度の説明をした際に、近所付き合いがない方などはどうしても地域支援者を書けないため、民生委員の名前を書いている方も多いというお話を伺っていますが、地域支援者がいなければ、そこは未記入で構わないということを、案内しております。

そうすることで、近隣に支援者がいないという情報がこちらでも把握できます。むやみに民生委員の名前を書いていたとしても、災害があった場合の対応が困難になりますので、未記入のままで構わないです。

(松本委員)

いざ災害が起きたときにどうなのか、非常に危惧するところでありますので、市のほうでも当然分かっているとは思いますが、なかなかこのようにしてくださいとも言えないところですので、質問させていただきました。

(事務局)

あくまでも安否確認が主でありまして、災害が起きたときに対象者を助け出すことなどは消防などが行いますので、自治会長や民生委員、地域支援者の方には、安否確認をしていただき、それを市のほうに連絡していただくというのが、主な役割になります。

(事務局)

補足すると、民生委員や近所の方が事前にお宅に伺って、台風や大雨のときにはどうされますか、と声をかけることで、例えばケアマネさんがついていれば、どうするかを一緒に話し合い、事前に決めていただくきっかけになると思います。大変だとは思いますが、声をかけていただき、実際にどうするかを考えていただけると良いと思います。

(松本委員)

ひとり暮らしの高齢者で、引きこもってしまい、関わろうとすると拒否されることがある。ご近所の付き合いもほとんどなく、話をする機会もほとんどない。

そのような方に対しては、時々顔を出して拒否されることもありながら、ひたすら声かけをするようにしています。

(長谷川委員)

私の地域でも、年に3回ほどひとり暮らし高齢者の見守り活動をしていますが、高齢者からいろいろ相談を受けることがあります。今日のようなお話を聞いていますと、色々役立つ事がありますが、我々は細かいところまで理解していないので、即答できなかつたりします。

基本的にそういう場合には、例えば地域包括支援センターに相談して、解決ができる制度があれば、そちらにつなげていただくという流れでよいですね。

もう1件ありまして、公共交通機関の整備という項目に関連してです。デマンドタクシーについて、上総・小櫃の区域内を行き来するために利用できるようになっていますが、これを、山を越えて役所や店舗、大きな病院などに行くための利用ができるように変えられないのでしょうか、という話が以前から地域でよく出ます。

そのようにならない理由とか、今後こうなりますよとか、地域に説明ができるのであれ

ば教えていただきたいです。

(事務局)

公共交通については企画部門と市民生活部門が所管となります。バスや鉄道などが近くにあり、利用できればいいですが、バス停まで何キロもあるような交通空白地帯については、公共交通としてデマンドタクシーとかコミュニティバスを市が運行しているという状況です。

その中で、まず買物や地域の病院に行くのが、という第一の目的があると考えております。確かに利便性を考えれば、小櫃地区から君津地区まで移動できるようにできればいいのかもしれませんが、まずは地域の中で移動できるようにというのが、一つの目的として優先度が高いと思います。

一方で、例えば清和のコミュニティバスは、昔あった民間のバス路線が撤退したため、市がコミュニティバスを運行しているといった経緯もあります。既存の交通体系を補完するという形で市の公共交通があるので、なかなか一足飛びに木更津や君津に行くということにならないのではないかと考えております。

あまり民間事業者と競合してしまうといけないので、市と交通事業者を含めた地域公共交通会議という公的な会議を持って、在り方などを検討しています。公共交通はどうしても費用がかかるので、利用が少ないと赤字が続いてしまい、一時期は、市の交通体系が大きく問題になったこともありました。そのあたりは、市と利用者、交通事業者の全体がうまくいくよう、改善していると聞いております。

(長谷川委員)

デマンドタクシーは、健康な人も年齢制限なく、登録すれば使えるものですね。

(事務局)

料金の差はありますが、年齢制限などはないです。予約すれば、例えば旅行など、市外の方でも使えるものです。

(長谷川委員)

そういう意味では、乗り継いで使うということでもいいんでしょうけど、例えば、高齢者でドアツードアであれば病院にタクシーを使って1人で行けるけど、それができないと、親戚に頼むなどして、何とかやっています。

そういう事情のある人には、直接運んでもらえるような配慮をするなど、どういうところに着目してよりよい環境をつくっていくかを考えた場合に、そういう状況や意見を吸い

上げていくという考え方もあるのではないかと思います。

(事務局)

そうですね。おっしゃるとおりで、今交通体系については、福祉や企画の部門で在り方を検討しているところでございます。今の時点で具体的なことはありませんが、必ず現状を把握し、どう見直していくかを常に考えておりますので、またご意見等いただければと思っております。

(渡邊委員)

資料1の「地域福祉計画とは」について、(1)高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉とあります。「障害者」の後に(児)と入っていたほうがいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(事務局)

社会福祉法の抜粋のところですね。これは法律の文言で決まっているものです。計画の中ではそのような表現を使っていますが、この部分は法律の引用になります。

(渡邊委員)

先ほどのデマンドタクシーやコミュニティバスについて、今まで見聞きした事例で申し上げます。車イスでコミュニティバスに乗ろうとしたら、運転手さんがどう介助したらよいかわからなかったり、乗せるのに段差があったりして大変な思いをし、時間がかかったということです。他の乗客が内心どう思っていたか分かりませんが、本人が感じるには、白い目で見られたような気がしたということです。

そういう話を2、3名から聞いたことがあります。公共交通機関、特にバスですが、普通に乗ろうと思っても、車イスとか手足に障がいがあり、段差がきつい人などにとっては、なかなか利用しにくいのが現状です。

私はまだ自分で運転していますから何とかありますが、近いうちに免許返上しようかと思う年齢です。そうしたときに、バス停まで行くのが大変で、乗ったとしても降りてからの距離があったりします。知り合いでも、山間部のひとり暮らしの高齢者で、病院に通う時には親戚の人に頼んでいて、バス停が全然近くないというのが現状です。デマンドタクシーとか、もう少し使い勝手がよくなるのかなと前から思っていますので、その辺を何とかお願いできればと思います。

避難行動要支援者について、災害はいつ起こるか分からない。そのときに、やっぱり一番に助けることができるのは、隣近所や身近にいる人です。昔は向こう三軒両隣と言いま

したが、挨拶をする人もいれば、全然知らない人もいます。アパートも多いですし、自治会に入らない人も多いです。隣近所の助け合いが必要とありますが、地域福祉として、助け合うような意識をどう高めていくのかという具体策が必要かと思います。ひとり暮らしの方が急病で倒れた場合に、気付く確率は隣近所が一番高いと思うんですけど、隣近所も全く言葉を交わさないのではわからない。そういう状況が全国的にあると思います。

特に災害時には、どう隣近所と助け合うかが大事だと思います。能登の地震がありましたけど、隣近所で助うようなこともあったようです。

このあたりは幸いあまり大きな災害を経験していない地域です。首都直下地震などがあつた時に、どうなるのかなと思います。だから本当に助け合える地域づくりを考えていただきたいし、とにかく具体策が必要だと思います。具体策を実行して行って、この街に住んでいて本当によかったと思えるような地域づくりを、市や社会福祉協議会が主導してくれたらいいなど、障がいを持った当事者として思います。

(長岡委員)

私は民生委員をしております。要支援者のリストは、民生委員や自治会長が持っています。要支援者が、どうすれば避難の支援や助けを要請できるのかを確認するという点では、例えばその二人が関わり、話をして決めることができますよね。

(渡邊委員)

それは知っています。でも、民生委員の方全員助けられるわけではないじゃないですか。そうすると、やっぱり隣近所が一番かと。民生委員の方が隣に住んでいるわけではなく、災害時に民生委員の方自身がどうなるか分からないということもあります。

(長岡委員)

ほかの方よりもその方たちのほうがより話し合いを持つことができるというのは間違いないかなと思うんですよ。

(渡邊委員)

話し合いではなくて、いざというときに実際どうできるかということですね。

(小川委員長)

今までのような隣近所での助け合いが難しくなっているというのが課題だと思います。自治会単位で自主防災組織を運営していただくよう推進もしていますので、そういった取組が進んで、地域全体で助け合う機運が高まっていくよう市としても進めていきたいと思

います。

私のほうからは1点、シニアクラブについてです。資料2-2の1ページで、目標値が50団体で、成果値が49団体と団体数は減っていますが、人数の傾向などはわかりますか。

(事務局)

シニアクラブの事務局である社会福祉協議会です。正確な数字はつかんでいませんが、年々減少傾向にあります。団体数については、やはり役員の担い手がいないので、解散するところも出てきている状況です。

(松本委員)

シニアクラブですが、常代では16人ぐらいの会員ですが、自治会館や公会堂など、月1回ほどの清掃活動などを行っています。

(長谷川委員)

賀恵渚では、10年ぐらい前に、会長さんが高齢になったという理由で老人会が解散してしまっただんですが、5年ほど前に、再結成しようということで、シニアクラブに名前を変えて活動していて、今は会員が55人ぐらいいます。

(小川委員)

そのように地域で参加できるような機会があれば、元気なお年寄りが増えると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【議題（3） 第四次君津市地域福祉計画の令和6年度目標について】

(小川委員長)

議題（3）、第四次君津市地域福祉計画の令和6年度目標について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

～資料に基づき説明～

(小川委員長)

事務局からの説明が終わりましたが、内容についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(松本委員)

広い君津市の中で、清和地区、上総地区が高齢 65 歳以上の高齢化率が 50%を超えています。清和や上総などでは学校の統合も進む中で、非常に住みづらくなっているというか、交通の便も悪く、子どもも少ない。これから人口が減ることはあっても増えることはないだろうというのが現状ですよね。私の住んでいる君津地区は 29%の高齢化率で、何とか維持できるのかなと思いますし、学校も比較的近く徒歩で通える状況ですが、市としてこういう状況の地域にどのようにてこ入れするか。皆さんが住んでいくのには、病院や買物に行かなければならないですが、行政ができることは限られているかもしれないです。

ただこのまま放置すると、イノシンや鹿、猿ばかりが人より多くなるような現状が目の前に来ていると思います。行政としても非常に頭の痛い問題だと思いますが、合理化でどんどん住む方の利便性が失われる中で、福祉という観点で考えて、そこに住んでよかったなと思えるような行政としての取組について、我々も協力しなければいけない部分もあると思いますが、進めていただければと思います。

(事務局)

おっしゃるとおりで、君津市は市街地と中山間地域が 5 か町村合併で一つの市になりましたが、人口が減っている地区と、何とか維持している地区があります。合併して 50 年ほどになりますが、その地区独自の課題というのが残っており、市でも交通体系の話もそうですが、学校や買物、病院の話が議論に上ったりします。

先ほど交通体系についてお話しましたが、買物と交通体系というのは強く関係しているので、地域の中で買物に行けるような交通体系の検討は、企画部門中心に行っております。買物については、販売に来てくれるサービスや、インターネットでの購入などもできますが、それができない人へのサポートが必要になるかと思います。

市民生活部では地域づくり協議会の取組を進めておりますが、急激な少子高齢化に向けて色々な課題が出ておりますので、行政と地域、企業などが協力して、100点でなくても、何とか合格点になるよう検討しなければいけないと思います。

一方で、市もスリム化する必要があり、その中で課題が大きい部分に注力しなければならないため、事務事業の見直しをしております。様々な課題については重々承知しているところですが、超高齢社会において地域でどう生きていくかというのは、すごく大事なテーマです。正解はこの場では言えるわけではありませんが、一つ一つ具体的に考えていく

必要がありますので、皆様にご協力いただき、知恵を出し合って、課題の解決に向かっていければと思います。

(加藤委員)

計画の中で、社会福祉協議会を支援してとか、連携して、という言葉が何個か出ているんですが、行政として具体的な支援体制とか取組みについて、お考えがあれば教えてください。

それから、2ページ目の公民館活動の充実についてですが、一昨年から利用者アンケートによる満足度のパーセンテージを目標としています。それは良いことだと思いますが、利用者を増やすという当初の目標もありますので、一部の方の居心地のいい場所ではなく、全ての市民が利用できるような体制にしていただければと思います。

(事務局)

社会福祉協議会というのは、民間の福祉団体でございます。

以前から、市と社会福祉協議会は密接に連携し、いろいろな事業を委託したり、一緒に事業を実施したりする団体でございますので、市としても社会福祉協議会が元気がなくなってしまうと大変困る、パートナーと考えております。また、先ほど申し上げたとおり、福祉課題はたくさんございますので、一緒に考えて事業を進めていければと思います。

もし、意思疎通ができていない部分があれば、そこは改善していきたいと思われ、色々のご要望もいただいている部分もあります。社会福祉協議会は会費で運営しており、市の事業についても税金で運営している中で、人的資源が有効に機能していい結果が出せるよう、一緒に頑張っていきたいと考えています。

(長谷川委員)

小櫃地区社会福祉協議会の役員は、自分から手を挙げて、参加してくれたり、依頼されたりしてやっている。理事の委嘱期間は2年となっておりますが、2年ではなかなかやめられない。

これは切実な問題で、それに対して民生委員・児童委員はしっかりルールが決められていて、決まった期間をお願いされているため、交代しやすいです。そのようなことが何で社会福祉協議会にはないのかなと最近思ひまして、もう少し見直していただけるとありがたいです。

(長岡委員)

私は公募による市民の代表者という形で入らせていただきましたので、代表というわけ

ではないですが、個人的に考えていたことをお伝えしたいと思います。

まず、よくこれだけの計画を立てたと思います。私もこのようなことに少し携わったことがあります、これだけのものがあると私も思いませんので、本当に色々なことをやられていることがよく分かります。評価が100%になることは難しいと思いますけれども、君津市を何とかよくしたいという気持ちで、いい方向に一歩ずつでも、進んでいただければ、市民としてもいいのかなという気がします。

地域の中でコミュニケーションがとりづらかったり、個人情報の問題で簡単には状況が把握できなかったりする中で、やらなきゃいけないことはあると思いますので、どうかめげずに、一步一步やっていただきたいということだけ、伝えさせていただきます。

(渡邊委員)

私は障害のある人に対するサービスを提供する仕事していますが、とにかく担い手がなくて、なかなか募集しても集まらない状況です。担い手がいないために事業を縮小せざるを得ないという事業所が多いと聞いています。これまでボランティアをしてくださっていた方も高齢化でできなくなることが多いです。

計画書31ページに「地域福祉の担い手の育成と支援」の中で、能力を生かし切れていない人材の発掘や、講座等の開催とありますが、どういう講座をどれだけやってくださるのか。ボランティアの発掘、養成や、福祉の人材確保に努めるという記載がありますが、具体的にどのように人材を増やしていくのか、教えてください。

(事務局)

ボランティアに関しては、社会福祉協議会でボランティアセンターを運営しており、例えば、入門講座を昨年度は年2回、専門講座は年3回実施しました。また、横のつながりをつくるためのボランティアの集いや、研修会などを実施して、今後も、そういった形で新規の人材発掘と、ボランティアをしている人たちの専門性を高めるための交流をしていくなど、できるだけ担い手を増やせるよう考えているところです。

(小川委員長)

資料の3ページに、介護保険課の介護人材確保対策事業という事業があります。介護を実施するための最低限の知識と技術を身につけることを目的とする介護職員初任者研修費用の助成をするという内容で、人材確保に取り組んでいます。

(渡邊委員)

知っていますが、それでどれだけ増えるのでしょうか。とにかく皆高齢化している状況

です。

(小川委員長)

ケアマネさんがどんどん増えていた時期から何十年経っているので、高齢化も進んでいますよね。

(長岡委員)

高齢化も進む中で、仕事を持つ人がどんどん増えていくわけです。何年も働かなければいけない。昔は60歳ぐらいになったら退職して、その人たちが地域の中に入ってこられたけど、今はそういう状況ではないですよね。だから、福祉と教育委員会に何とか連携を持ってインクルーシブ教育をもっと進めてほしいと思います。

小さい頃から、障がいがある人などと一緒に動いてれば、大きくなってもそれが当たり前になると私は思っているんです。私自身が小学校の頃にそういう人と付き合いがあったから、私が会社に入ってからそのときの影響があつて、体の不自由な方などに対しては、ある意味壁が低かったという気持ちがあります。ですから、インクルーシブ教育でそういう方たちと一緒に育てるといったことを、福祉と教育委員会とで何か目標を作るなどして進めていただきたいと思っています。

(小川委員長)

教育委員会もそうですが、健康こども部でも関わりを持っています。

(松本委員)

ここでこういう話をしても、なかなか結論の出ない話だと思いますが、市でもお金を出せる限りがあります。当然教育という問題ももちろんあるんですけども、やっぱり国や県のほうで考えて、障害者施設に勤める方とか、あとは介護に従事する方が安心して生活できる収入を得られてないという状況が現実問題あります。当然その仕事に就こうという意識はあつたり、実際に就いていても、それを辞めて他の職業に移られる方が多くなっているというのも現実の問題だと思います。

正直言って、市でいくらお金をつぎ込んだからといってすぐ効果が出るものでもない。国とか県とかで、そういう方々がきちんと生活できるだけの収入が得られるような体制づくりをしていただかないと、どうにもならないですよ。

そういうことも含め、国のほうに要望して介護報酬を上げていくとか、そういう形で、収入が安定して勤め続けられるような環境づくりをする必要あるというのが一番の課題だと思います。

(渡邊委員)

確かにおっしゃるとおり、最低賃金はどんどん上がっても、介護報酬は上がりません。会社が疲弊して、経営できないという状態も増えてきています。

障害福祉サービスは国の制度ですが、地域生活支援事業は市の事業です。四市は連携してやっていると思いますが、そのサービス単価が非常に低くて、それでは足りないという事業者が多いです。介護タクシーでも、タクシー券は頂けますが、それを使うには契約などいろいろな制約があって、誰もが使えるものではないですね。それが誰でも使えるとなると一般タクシーと同じという感じになりますけど、やっぱりタクシー券をいただくだけでも大分助かります。

それ以外の移動支援という時間単価が、時給で計算すると赤字になるんですね。ですから介護タクシーから手を引きましたけど、四市で連携して、地域生活支援事業のサービス単価を上げてもらえないかなという話は、職員間でしております。

(事務局)

いろいろご意見を頂きましたが、おっしゃるとおり、なかなか市だけではできないこともございますので、国や県が出す補助事業などの情報がありますので、補助金にしろ交付金にしろ、使えるものは使っていきたいと思います。それが足かせになってはいけませんけど、国からお金をもらうというのはやはり大変重要ですので、しっかり情報収集に努めていきたいと思います。

(小川委員長)

他に意見はありますか。ないようですので、以上で協議をします。ありがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。

本日、沢山のご意見を頂きましたので、その内容を踏まえて、地域福祉計画を推進してまいります。以上で、委員会を閉会といたします。

(閉会 15時50分)